

食品表示法の一部を改正する法律要綱

食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品を回収する食品関連事業者等に回収に着手した旨及び回収の状況の届出を義務付ける等の措置を講ずることとするため、食品表示法の一部を次のように改正することとする。

第一 食品の回収の届出に関する事項

一 食品関連事業者等は、第六条第八項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するときは、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。 (第十条の二第一項関係)

二 内閣総理大臣は、第十条の二第一項の規定による届出があったときは、その旨を公表しなければならないものとする。 (第十条の二第二項関係)

三 第十条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処するものとする。 (第二十一条関係)

第二 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

(附則第二項関係)